

令和6年矢板市議会定例会

第398回定例会議

追加報告事項

令和6年9月

矢 板 市

令和6年矢板市議会定例会第398回定例会議追加報告事項

追加報告第1号 市長の専決処分事項報告について・・・・・・・・・・P1

専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解について

追加報告第 1 号

市長の専決処分事項報告について

下記事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 26 日

矢板市長 森 島 武 芳

記

専決第 8 号 損害賠償の額の決定及び和解について

専決第8号

專 決 処 分 書

下記事項については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、専決処分する。

令和6年9月17日

矢板市長 森 島 武 芳

記

損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年7月27日、栃木県矢板市幸岡1294番2の市道幸岡・塩田8号線上において発生した車両事故による相手方の損害について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め和解する。

- 1 損害賠償額 160,171円
- 2 和解の条件 市から相手方に1の損害賠償金を支払い、今後この事故に関し
ていかなる事情が生じて、双方決して異議を申し立てない。
- 3 相手方 東京都稲城市